

「ペットを伴う避難について」

ペットは原則として避難所の建物の外で

ペットを飼っているけど避難所に行けるの？と不安に思われている方もいらっしゃるかと思います。垂井町が開設する予定の避難所では、ペットを連れての避難も可能です。避難所ごとにペットの居場所を決定していきますが、原則としては建物の外に設置することになります。ケージに入れて、避難所までお越しください。

それなら、自宅避難にするとか、自家用車に避難する、という方も出てくると思いますが、そのような場合でも、支援物資の支給や、ボランティアの手助けを得るために、近くの避難所に届け出てください。

◎対応例(環境省「ペットも守ろう!防災対策」より抜粋)

避難所で生活する

避難所では人とペットは別の場所で生活し、ペットの世話は飼い主が自ら行うことが原則です。いつも以上に周りの人に配慮し、飼育スペースや排泄物の処理など決められたルールを必ず守りましょう。飼い主同士で助け合い飼育エリアの確保や清掃を行えるとよいでしょう。また、ペット(特に猫)は1日のほとんどをケージの中で過ごすことが多くなるため、ケージを布で覆って目隠しをしたり、段ボールで簡易ハウスを作るなど、飼育環境を整えて、ストレスを減らす工夫をしましょう。



自宅で生活する

自宅が安全なら、住み慣れた自宅にいる方がペットも安心です。ただし救援物資と情報は避難所に集まるので、必要に応じて取りに行くようにしましょう。人は無理でもペットが自宅で生活できる状況なら、避難所から世話に通う方法もあります。二次災害の危険があるときは、同行避難をしましょう。

車の中で生活する

周りに気を使わず過ごせませんが、狭い空間では、エコノミークラス症候群にならないよう定期的に車外に出て動いたり、水分をこまめに取りましょう。また、車内温度は思ったよりも上昇するため、人もペットも熱中症の危険があります。温度や湿度を確認するなど注意が必要です。

施設に預ける

避難所に入れない場合や、飼い主の事情、ペットの健康状態などにより、自治体の収容施設、動物病院、動物保護団体などで預かってもらう場合があります。家の再建まで長期に預けるだけでなく、家の片づけや仕事のために数日または数時間預けることもあります。預ける前に条件や期間、費用等について必ず確認し、誓約書なども交わしておきましょう。

【発行・問合せ】 東地区まちづくり協議会・なまずの会

岐阜県不破郡垂井町綾戸 901-1 (東地区まちづくりセンター内) 休館日 毎週火曜日

電話:0584-23-0028(9:00~17:00) / E-mail: hirgashikou@town.tarui.lg.jp

【保存版】

2025 年 2 月 垂井町 東地区まちづくり協議会発行



防災なまず通信 第6号

【なまずの会】とは？

「なかと まちを ずっと守ろう」の頭文字を取って名付けられた、東地区の有志によるグループです。年齢や性別を問わず、誰でも参加・発言できる会議として、地域の皆さんと一緒に防災について考えていく場です。

特集:各自でできる防災対策<その 2>

2024年1月1日に起きた能登半島地震でも、震災に伴う火災で被害が拡大しました。地震が起きたら「ブレーカーを落として避難する」が鉄則ですが、そこまで対応できないことが想定されます。そこで、ご自宅のブレーカーに**ブレーカー遮断装置**を取り付けられることをおすすめします!お近くのホームセンターなどで購入できます。取り付け方が不安だという場合は、【なまずの会】までご相談ください。

地震が起けると自動的にブレーカーを遮断!

スイッチ断ボール3

